平成２１年（フ）第２１７０号
愛知県東海市富貴ノ台１丁目143番地　フラワービル302号
債務者　森　　幸
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２２１２号
愛知県愛西市大井町前田面176番地　M．エターナル106号
債務者　山奥　郁子
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２２６８号
名古屋市緑区左京山2111番地レオパレスグリーングラス305号
債務者　内間　正嗣
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２２８４号
名古屋市瑞穂区直来町４丁目33番地の２　アーバンクレスト301号
債務者　シドロー高山陽介（旧姓高山）
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１９０号
青森県八戸市城下４丁目１番３号　コーポニワタ８号、前住所青森県八戸市小中野８丁目13番５号
債務者　柳谷　勝枝
1　決定年月日時　平成21年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第１９９号
青森県八戸市江陽２丁目４番32号
債務者　大村奈津子
1　決定年月日時　平成21年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第２１４号
青森県八戸市大字新井田字石動木平19番地61、前住所青森県八戸市江陽１丁目６番11号
債務者　板橋　夏希（旧姓大塚）
1　決定年月日時　平成21年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第２１７号
青森県八戸市大字湊町字大沢28番地261　田中アパート、前住所青森県八戸市類家４丁目17番７号　グランディール２Ｄ
債務者　中沢　寿子
1　決定年月日時　平成21年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第２１８号
青森県八戸市大字大久保字下大久保13番地１　シティハイツ笹本Ｃ号室、前住所青森県八戸市大字大久保字長沢８番地154
債務者　小沼　一幸
1　決定年月日時　平成21年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第２２１号
青森県八戸市大字朔日町15番地５　くらや荘３号
債務者　小笠原忠夫
1　決定年月日時　平成21年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第２２２号
青森県八戸市大字市川町字尻引前山31番地802
債務者　小向　正一
1　決定年月日時　平成21年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第１０６９号
埼玉県新座市野火止４丁目10番35号
債務者　鷹屋　道雄
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１０７０号
埼玉県新座市野火止４丁目10番35号
債務者　鷹屋　幸太
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１１５６号
埼玉県新座市片山１丁目５番２号　五月荘101号室、旧住所埼玉県新座市道場１丁目８番15号
債務者　藤崎　友里
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１１８４号
さいたま市見沼区大字南中丸448番地１
債務者　高屋敷冨雄
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第４７５号
埼玉県鶴ヶ島市共栄町５番地25、前住所大阪府大阪市住吉区山之内３丁目６番29号　エリエール杉本町301号
債務者　高野　陽子（旧姓渡邉・仲村）
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第１６０号
新潟県中魚沼郡津南町大字下船渡戊498番地
債務者　山田　敏秀
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで　新潟地方裁判所長岡支部破産係